

上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託仕様書

委託業務番号 : 7五振上支総第12号
委託業務名 : 上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託
業務場所 : 南松浦郡新上五島町有川郷2346番地15、2773番地3
業務期間 : 契約日 ~ 令和8年1月30日まで

本委託業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく、建築物及び建築設備定期点検業務である。なお、業務内容は次のとおりである。

1 点検対象建築物の概要

建築物及び建築設備並びに外壁打診診断の内容は仕様書別紙1のとおり

2 点検の内容及び方法

(1) 建築物

点検項目、調査方法及び結果の判定は、平成20年国土交通省告示第282号による。

(2) 建築設備

点検項目、方法及び結果の判定は、平成20年国土交通省告示第285号による。

また、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検は省略する。

(3) 外壁打診診断

実施する公舎は、別紙1のとおり有川0公舎及び上五島小世帯の2棟とする。

テストハンマーによる全面打診を基本とし、打診困難な箇所は外観目視を行う。

高所部分は交通誘導員を配置し、高所作業車を使用する。なお、調査対象建築物に隣接する駐車場及び敷地内通路等に車両等が駐車している場合は車両の移動調整についても本業務に含まれる。

外部にあるコンクリートの庇、階段、バルコニー等は軒裏も含め調査範囲とする。

調査に際して、今にも落下しそうな剥離部分を見つけた場合は、その場でハンマー等により剥ぎ取ること。剥ぎ取れないものは、速やかに報告すること。

3 報告書の提出及び検査

受託者は、点検終了後、次の書類を提出の上、検査を受けること。

- (1) 報告書は、建築基準法施行規則第5条第3項及び第6条第3項に規定された報告書様式を準用して作成すること。また、報告書には平成20年国土交通省告示第282号及び第285号で定める検査結果表を添付のこと。
- (2) 報告書は、A4版に製本し(A4版紙ファイルもしくはチューブファイルを表紙とする。)2部提出とする。電子データをCD等に保存し1部提出とする。
- (3) 業務実施状況写真
- (4) その他県が必要と認め提出を求めた書類

4 業務計画書

受託者は、委託業務の実施に先立ち工程表を提出すること。

5 点検者の名簿

- (1) 受託者は、点検者の氏名及び資格等の名簿を提出すること。なお、その際、資格証書の写しを提出すること。
- (2) 県は、点検者が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるときは、その理由を示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

6 通知義務

受託者は、次の場合連絡又は報告すること。

- (1) 点検者に事故があったとき。
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 建物・設備等の重大な異常を発見したとき。
- (4) 建物・設備等の点検中に破損、汚損等を発見したとき。
- (5) その他必要と思われる事項。

7 現場管理

- (1) 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に伴う点検者の疾病、損害、その他事故等については、原因の如何に関わらず責任を負うこと。
- (3) 点検者は、業務を実施するに当たり火気使用、騒音の発生、出入口の戸締り等に注意すること。

8 その他

本仕様書で定めのない事項に疑義が生じた場合は、県と受託者とが協議して決定する。

県公舎建築物及び建築設備点検業務

公舎名称	場 所	土地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	外壁面積 (㎡)	構 造	階 数	建築年月日	経 過 年 数	戸数	延床面積 (㎡)	外壁 打診	点検対象設備			
												換気設備	排煙設備	非常用 照明装置	給排水設 備
メゾンつつじが丘	新上五島町有川郷2346-15	2052.44	1031.6	—	RC	4	H7.2.28	30	20 (単身用12戸, 世帯用8戸)	39.49 (単身用) 69.72 (世帯用)	なし	なし	なし	なし	○
上五島小世帯	新上五島町有川郷2773-3	374.92	224.2	355	RC	2	S54.3.20	46	8	25.31	○	なし	なし	なし	○
有川O公舎	新上五島町有川郷2346-15	2052.44	734.25	671	RC	3	H2.6.13	35	12	58.58	○	なし	なし	なし	○

※メゾンつつじヶ丘と有川O公舎の敷地は同一のため、土地面積の欄に同面積を記載している。

※経過年数は令和7年6月30日現在として記載しています。

【外壁打診調査について】

①外壁面積	公舎名称	外壁面積 (㎡)
	上五島小世帯	355
	有川O公舎	671

- ②調査箇所 全方位の外壁(軒、庇含む)
- ③診断手法 全面打診を基本とし、打診困難な箇所は外観目視を行う。
- ④調査方法 全方位、高所作業車での作業可とする。